

通告 6 番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、高齢者福祉支援について、令和 5 年版高齢社会白書では、65歳以上人口は団塊の世代が65歳以上となった平成27年に3,379万人となり、団塊の世代が75歳以上となる令和 7 年には3,653万人に達すると見込まれています。

令和19年に国民の 3 人に 1 人が65歳以上の者となると見込まれています。我が国の平均寿命は、令和 3 年現在、男性81歳、女性87歳と、今後男女とも平均寿命は延びて、令和52年には男性85歳、女性が91歳と見込まれています。

一人一人が健やかで、心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、社会保障制度を維持可能なものとするためには、平均寿命を上回る健康寿命の延伸を実現することが必要です。

そこで、高齢者が生きがいを感じ、就労や社会参加活動、市民などを通じて地域に貢献できるよう、生活支援の仕組みを充実させることについて、市の見解をお聞きをいたします。

65歳以上の独り暮らしの方は、男女ともに増加傾向にあり、昭和55年には65歳以上の男女それぞれの人口に占める割合は、男性が43%、女性が11.2%でしたが、令和 2 年には男性が15.0%、女性が22.1%となっています。今後も増加する見込みです。独り暮らしの高齢者に対する見守り活動に関する調査結果報告書が、令和 5 年 7 月に総務省行政評価局から出ています。

独り暮らしの高齢者の生活実態では、令和 3 年度高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査によると、60歳以上の高齢者が、ふだん近所の人とどのような付き合い方をしているかについて、独り暮らしの方は、配偶者や子供たちと同居している者に比べて、外でちょっと立ち話をすると答えた方や、物をあげたりもらったりすると答えた方の割合が低くなっています。60歳以上の高齢者がふだん親しくしている友人、仲間の有無について、独り暮らしの方は、配偶者や子供たちと同居している方に比べ、ほとんど持っていないと感じると答える方や、持っていないと感じると答えた方の割合が高くなっています。

また、65歳以上の独り暮らしの高齢者が、日常生活全般についてどのような不安を感じているかについて、健康や病気のことを上げた者の割合が58.9%、寝たきり

や体が不自由になり、介護が必要な状態になることが42.6%と割合が高くなっています。さらに孤立死、誰にもみとられることなく亡くなった後に発見される死を身近な問題だと感じる、とても感じる、まあ感じると答えた人の割合は、60歳以上の高齢者全体では34.1%となっており、特に独り暮らしでは50.8%と5割を超える結果です。

独り暮らしの高齢者は、配偶者や子供等々、同居している高齢者に比べ、近所付き合いが希薄化している傾向にあるため、見守り活動の重要性がより増していくと考えられます。

孤独や孤立の問題への対策を強化するため、政府は必要な施策を盛り込んだ重点計画を決定しました。身の回りで困っている人をサポートする市民ボランティアの養成や、24時間対応の相談体制の整備などに取り組むとしています。

11日の政府の推進本部で決定した重点計画では、孤独や孤立の問題は、今後、高齢者を含めた単身世帯の増加で深刻化することが懸念されるとして、当事者に寄り添い、人と人とのつながりを実感できるような施策の推進の必要性を強調しています。

そこで、独り暮らしの高齢者の現状と課題をどのように認識しているのかをお聞きをいたします。

政府によると、2023年1月から3月にかけて、警察が通報や医師からの届出に基づいて取り扱った独り暮らしの遺体のうち、65歳以上の高齢者は1万7,034人でした。年齢が上がるほど死者数は増え、85歳以上の死者数は4,922人にも上ります。この状況を考えると、高齢化が進めば、さらに増加することは想像できます。

まず、市内における孤独死や孤立死についてどう認識しているか、また対策についてお聞きをしたいと思います。

○田中議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長　市來議員ご質問の1番目、高齢者福祉支援についてお答えします。

まず、1点目の介護予防ポイント事業についてですが、高齢者が就労や趣味などを通じて社会参加することは、社会のつながりを持つことができ、生きがいややりがいを感じるだけでなく、高齢者自身の介護予防、健康づくりにもつながることが期待されています。そのため、介護予防ポイント事業のように、高齢者の活動を支援する仕組みを充実させることは、一定の効果が期待できるものと考えております。

続いて2点目、独り暮らしの方の見守り事業についてお答えします。

令和2年の国勢調査において、本市の総人口に占める高齢者単身世帯は2,140世帯で、全体の9.7%となっております。県平均は16.4%、全国平均は12.1%であり、国・県よりは低い割合にあるものの、今後、独り暮らしの高齢者が増加すると見込まれ、特に男性の独り暮らしの方などの対策が課題であると考えています。

対策の1つとして、現在、独り暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯等に対し、緊急通報システムの貸与を行っており、令和4年度から、モバイル型の通報装置の貸与も行うなど、利便性の向上に努めているところです。

なお、緊急通報システムの利用状況は、令和6年5月末で113件となっております。

続いて、3点目の終活サポート体制についてですが、本市の孤独死・孤立死の現状について、実数把握はできておりませんが、令和5年度に地域包括支援センターにおいて、公立死と思われる案件が1件ございました。

対策としましては、孤独死や孤立死を全て予防することは難しいと考えますが、地域での見守り体制を強化することで、早期に異変に気づき、生命を救うことができると考えております。

そのため、市では地域での見守り活動の一端を担っている民生委員・児童委員や、協定した民間事業者と連携し、市に相談・連絡していただける体制を取っています。これら協力関係者から、地域包括支援センターや市の窓口に寄せられた情報を基に、警察署等と連携・協力して、安否の確認などを行っています。また、食の自立支援事業やふれあい給食などの事業においても、配達の際に異変等があった場合は、市の担当者に連絡が来る仕組みになっております。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、ポイント制度です。一定の効果があるのではないかというふうに市のほうもおっしゃられていきました。高齢者の生活実態調査では、健康と社会活動への参加について、社会活動に参加した人は健康状態がよい、社会活動、健康、スポーツ、地域行事などへの参加の有無別に、現在の健康状態について見ると、この1年間に社会活動に参加した人は、健康状態がよいと回答した割合が高くなっている。社会活動に参加してよかったですということについては、生活に充実感ができた、新しい友達を得ることができた、健康や体力に自信がついたと回答した割合が高くなっている結果が出ています。

私たち厚生文教常任委員会では、この5月に東京都の稻城市の取組、介護予防ポイント事業を視察してまいりました。高齢者の社会参加を後押しして、介護予防につなげる。実質的な介護保険料負担の軽減につながり、結果として、介護給付費を抑制することを目標に、介護支援ボランティア制度に、平成19年度、全国初として取り組んでいる自治体です。

流れは、登録を行い、介護支援ボランティア活動を行い、スタンプをもらい、そのスタンプを集めてポイントに換える。申請でポイントの交付金、最大5,000円を受け取れるというものです。介護予防効果については、先ほど国の調査と同じように、張り合いが出てきた、健康になったなど、主観的健康感で大きな効果が現れています。また、介護保険料引下げにもつながっている効果もと担当課も申しておりました。

こうした介護支援ボランティア制度、令和4年度では687の自治体が取り組んでいます。それぞれの自治体のやり方で、方法で事業を行う自治体の例から学び、こうした取組を岩出市としても実施を求めるが、いかがでしょうか。

そして、独り暮らしの見守り事業についてあります。

市でも先ほどもおっしゃったように、緊急通報システム等々含めて、見守り体制、モバイルですか、それも含めてやっているというふうに言われていたんですが、稻城市に行った次の日に、東京都の文京区のほうの取組を視察を行ってきたんです。文京区においては、市と同じように、いろんな形で取り組まれております。文京区は都が補助を出しているということもあって、様々なたくさんの取組をやられてるんです。

例えば、トイレの電気がずっとついてなかつたら通報とか、ドアを開けたらとかというような形でやったりとか、様々それぞれの一人一人が選べるような形だなと。ただ、ここは都が出しているということで、補助金がついていることで事業を大きく展開できているということなんですが、中でも私がすごく関心を持ったのは、話し相手が必要な高齢者の方のために、話し合い員制度というのをつくっておりました。話し合い員は現在40人で構成されており、福祉活動に理解と熱意のある区民の中から区長が委嘱する、文京区独自の制度となっています。

訪問対象者の話し相手となるほか、地域における見守り体制の一部を担っています。65歳以上の独り暮らしの方、座位を保てない状態の方を含む高齢者世帯及び重度の身体障害者世帯、日中独居となる高齢者など、制度を希望すれば、自宅を定期的に訪問し、話し相手や身の上相談、助言、併せて安否の確認などを行います。声

かけ程度から週1回1時間程度まで、必要に応じて区と連携が取れ、非常によい取組だと感じました。

コロナ感染等で、いろんな方、市民の方と話しすると、やはりコロナがあったために、今、社会参加を控えているといった方、いまだにいらっしゃいます。もちろん近所さんと話しするというのが重要なんですが、コミュニティの希薄化というのも、岩出市で言わわれているとおりありますし、なかなか表に行こうという足を踏み出せない方も多い。でも、誰かとお話をしたい、そういうことを言われる方が数多くいらっしゃるわけです。

そうした中では、こういう対策というのは非常にいいものではないかと。この話し合い員制度を岩出市でも取り組むことを考えてはどうかと考えますので、それに対して見解をお聞きをしたいと思います。

最後に、終活サポート体制です。

実は終活サポート体制、高齢化に向けて、早くから実施自治体が増えてきました。近年、生きているうちに自分自身が死後に残すことを考え、準備する終活を考える方が増えてきました。そして、終活サポート、終活支援を行う自治体も増えてきています。独り暮らしの身寄りのない高齢者の孤独死が背景にあるからです。岩出市でも、エンディングノートの配布などを行っておりますが、ノートの書き方、また心配事、分からぬこと、常に相談できる窓口がこれから必要になると考えます。

こうした窓口の設置をしてほしいというのが私の願いですが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

○田中議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長　市來議員の再質問についてお答えします。

まず、1点目の稻城市の介護支援ボランティアの取組を岩出市でも実施してはどうかということですけども、令和5年3月議会で奥田議員からも介護支援ボランティアについてご質問をいただき、それを受け、昨年、岩出市の介護保険施設と介護人材等について意見交換をいたしました。施設のほうでは、ボランティアの受入れもするが、介護助手の受入れに力を入れているとのことでした。

介護助手とは、元気な高齢者をターゲットに、週に数日、1回2時間程度で、居室の掃除や食事の準備、配膳などの専門業務以外の業務を行うもので、介護職員の負担も軽減されるとのことでした。これを受け、市では、まずは介護助手について、高齢者に周知するチラシを作成し、今月28日に実施する高齢者生活支援等担い手養

成研修において配布するなど、まずはそこから高齢者の社会参加活動の推進に努めたいと考えております。

次に2点目、文京区の話し合い員制度についてでございますが、本市では、現在、民生委員・児童委員が75歳以上の独り暮らしの高齢者及び高齢者のみ世帯に、年1回、高齢者世帯調査として訪問しております。また、気になる世帯については、随時訪問している民生委員・児童委員の方もいらっしゃいます。

議員がおっしゃる話し合い員制度は、区長が委嘱し、報酬等も支払われるとのことです、県が委嘱し、地域のさりげない見守り活動を実施している地域見守り協力員、これとの兼ね合いもありますので、現在のところ実施は考えておりません。

次に、終活に関する専用窓口みたいなものを設置してはどうかとのことですが、3点目ですね。地域保健包括支援センターでは、高齢者の相談全般に対応しており、独り暮らしで自分の死後の葬儀等を心配して相談に来られる高齢者等にも対応しております。相談内容によっては、司法書士や弁護士等につなげたり、那賀圏域で作成した、先ほどおっしゃってくれたエンディングノートの機能を持つメッセージノートを薦めて、書き方を説明するなどの対応しておりますので、現在のところ、専門窓口、終活サポート窓口というのを設置する考えはございません。

○田中議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、ポイント事業についてであります。

民間の業者から、助手的な形で報酬を出しながら2時間程度、とてもいいことだと思うんですね、就労、社会的参加という部分では。ただ、介護施設も財政的には実は大変なんですよね。それぐらいお金出せるような事業所もあれば、出せないところもある。こうした状況というのは、事業所によっても変わってきます。たくさんいろいろある事業所のところと、やっぱりしっかりとそこは話を聞きながら、当然、事業所でこんなやつてますよと、市が出することは必要かもしれないけども、それができるところもあれば、できないところもあるということを考えれば、やっぱりしっかりと意見交換を含めながら、どうやって高齢者を社会参加につなげていくか。また、コミュニティ参加、コミュニティも含めて広げていくかというのは重要な点だと思うんで、そこはしっかりと協議を行いながら進めていってほしいなというふうに思います。

さらなる社会参加、私、こないだ、社協さんがやられている地域のサロンに行かせていただいたんです。感じたことは、女性はとても元気で、本当に参加者が多か

ったです。ところが男性の方というのは、より男性の方が参加できるようにするために、また参加じゃなくてもいいんですよ。独り暮らしの高齢者の男性の方でも、どうやつたら地域とつながれるか。また、他の形での支援はできるのかという点もしっかり考えていただきたいなというふうに思っています。

それから、見守り事業です。見守り事業ですね、民生委員・児童委員さんが回っていただいているということなんですが、民生委員・児童委員さんも岩出市でも成り手が少ない。実質には、民生委員さんの数というのは少ないとと思うんです。そうした意味では、負担もかなり多くなってきます。いろんな問題が抱えられる。もっともっとこれからそういう独り暮らしの高齢者だけではなく、子供さんの問題だったり、いろんな形で関わるという点では、人がやっぱりそこには要ると思うんですよ。その点はどういうふうにやっていくのかなと。

民生委員・児童委員さんにお願いするということなんだけども、今はそうやって訪問回るところは少ないかもしれません。今後増えていけば数が足りない。そこを、じゃあどうしていくのか、どうやって補っていくのか、ここにも早くから視点を置いて、支えていく作業というのをつくらないと、やっぱり成り手がどんどん少なくなると思うんですね。

その点について、どういうふうにしていくのかというのをお聞きします。

最後の終活サポート体制です。包括支援センターで、こうしたご相談も聞いていただいているということです。であるならば、もっと相談来てもいいよというような形での周知徹底を図っていただきたい。実は独り暮らしの方は、やっぱり自分が亡くなったときにどうなっていくのかというのが心配で、後のことを頼まれるんですね。頼んでおきますと。でも、なかなかそれというのは難しくて、そこでやっぱり関わりを持てるというのは行政の役割だと思うんです。

こうした中で、やっぱり生きているときに、こうした相談ができるところがあるということが安心感につながるのであれば、そこは包括支援センターがやると言っているんであれば、しっかりともうちょっとアピールをしながら、いつでも相談に来ていいんだよというような窓口、こうした形での対応をもっと知らせていただきたいと思いますが、それについてお聞きをいたします。

○田中議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長　市來議員の再々質問についてお答えします。

高齢者の社会参加ということには、まず1点目なんですけども、市、それから事

業者、市民等がお互いに意識を高め、共に頑張っていくのが大切と考えているが、市の考えはということだったと思うんですけども、議員おっしゃるとおり、市、事業者、市民が互いに意識を高め、共に頑張っていくことは重要だと私たちも考えております。

市民に対し、高齢者の交流の場や介護助手等の情報を周知していくとともに、議員おっしゃられたとおり、事業所と十分な協議を重ねて、情報交換に努めてまいります。

次に2点目、民生委員さんの成り手の問題、少ないという問題もあって、独り暮らしの高齢者に寄り添う体制を市としてどう考えているのかということだったと思うんですけども、民生委員・児童委員の成り手が減少し、高齢化も進むなど、高齢者に寄り添い支援する担い手は、年々不足しております。市では、年2回、高齢者生活支援等担い手養成研修を実施しておりますが、今年度新たに高齢者の交流の場の担い手を養成するため、市社会福祉協議会とも協力して、高齢者の交流の場サポートー講座というのを実施しているところです。今後も、高齢者を支援する担い手の養成に努めてまいります。

続きまして、3点目の地域包括支援センターで終活の相談に対応していること、これをもっと周知すべきではないかということなんんですけども、やはり元気なうちから終活について考えて、死後の希望を明確にしていくことは、高齢者の不安の軽減につながることから、地域包括支援センターで相談できることを、今後、市ウェブサイトをはじめ、様々な機会を捉えて周知してまいりたいと考えております。

○田中議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 2つ目の質問は、市職員の待遇・環境改善、ジェンダー格差是正についてであります。

新聞等報道で「安定した収入で人気だった自治体職員の退職が止まらない」、こういった記事を目にしました。総務省集計によると、教員や警察などを除く一般行政職のうち、2022年度に、主に自己都合で仕事を辞めたのは1万2,501人、13年度は5,727人で、約10年で2.2倍です。

総務省集計では、30代までの若手職員の退職者が全体の3分の2を占めています。職員の退職は、今後の自治体の発展、組織の弱体化も懸念される問題です。何より住民サービスの低下につながりかねない問題でもあります。

全国的に起きている自治体職員の退職ですが、市においても同様の退職が起きている問題があります。岩出市の中途退職者の動向についてお聞きをいたします。

次に、職員給与は、他市と比べてどうか。また、時間外勤務の実態はどうなっていますか。

次に、安全で快適、やりがいの持てる職場環境にするために何を取り組んでいくのか、この点をお聞かせください。

最後は、職員の賃金格差はどうか。また、格差の理由についてお聞きをいたします。

○田中議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　市來議員の市職員の処遇・環境改善、ジェンダー格差是正についての1点目にお答えいたします。

中途退職者の動向につきましては、60歳までに退職した職員として、令和5年度、21人、令和4年度、14人、令和3年度、12人となります。

次に2点目、職員給与の他市との比較はどうか、また時間外勤務の実態は、についてですが、県内9市の一般行政職の給与額において比較いたしますと、9市中8番目となり、9市平均額では39万6,900円、岩出市は36万2,800円となります。時間外勤務の実態につきましては、令和5年度、4万2,451時間となり、前年比5,085時間の減となっています。

次に3点目、やりがいの持てる職場環境にするため何を取り組むのかについてお答えいたします。

職員一人一人が、「活力あふれるまち　ふれあいのまち」の実現に向け、それぞれの職務において、目標、目的を持って取り組んでいくことが、やりがいにつながる重要な要素であると考えています。そのため、より一層、職員の資質向上に取り組むとともに、子育てや介護といった私生活と公務とのワーク・ライフ・バランスの充実を図れる環境づくりに努めてまいります。

次に4点目、職員の男女給与格差はどうか、また格差の理由は、についてお答えします。

現在公表しております令和4年度職員の給与の男女の差異での正職員における男性の給与に対する女性の給与の割合としまして91.2%、会計年度任用職員における割合は65.1%となります。また、その理由につきましては、全職員給料については、国の給料表に準拠し、性別に関係なく昇給を行っていますが、超過勤務手当等の手

当につきましては、実情により支給を行うものであり、特に扶養手当や住居手当は、多くが世帯主となる男性職員に支給しているため、格差が生まれる要因となっていると考えます。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、令和3年度から退職者の動向についてお聞きいたしましたが、中途退職者の現状については、どのように市としては考えているのかという点をまずお聞きをしたいと思います。

次に、退職理由というのはそれぞれ様々な理由があるかと思います。そして、退職者が出ても住民サービスの低下を招かないように、皆さん努力されていると思います。しかし、そこには引き継ぐ担当者や各課職員の努力があるからこそ住民サービスの低下が起きないようにできているのではないかでしょうか。

今後の自治体の体制維持には、ゆとりのある人員配置が私は必要だと思います。職員は、地域住民や地域に密着した行政サービスを担当し、基本的な行政サービスを運営・提供する役割があります。住民の要望や苦情を受け、地域の生活環境を改善する仕事です。市民と向き合える余裕があってこそ、市民サービスの向上につながると考えるからです。

人との結びつきがあるからこそ、正規職員の増員は必要ではないかと考えますが、これについてお答えを求める所です。

そして、自治体職員を目指す方々への魅力あるポイントというものは大変重要です。今、若い人たちも自治体の職員になりたがらない、なるのを控える、そうしたような傾向にあると。自治体職員を目指す若者に選んでもらう。自治体間での奪い合いが起きている場合でも、岩出市で働きたいと思ってもらえるような策というのはありますでしょうか。その点をお聞きをいたします。

それから、賃金格差の問題です。会計年度65.1%ということになっています。公務現場では、非正規の人たちが単年度任用を繰り返しながら継続的に働いており、こうした人たちの存在なくしては、公務の仕事はもはや成り立たないという実感があるのでないでしょうか。

地方公務員全体の29%に当たる112万5,746人、住民に身近な市区町村では40%が非正規で、民間企業の非正規率36%を上回るというのは総務省の調べです。しかも大半が女性を占めています。行政が進めるべきジェンダー平等やSDGs等の推進に逆行し、地方自治体における男女の賃金格差まで増幅させているとは考えられな

いのか、この点についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市來議員の再質問にお答えさせていただきます。

幾つかあったので、まず最初、退職者について、これについてどういうふうに考えるかということなんですけども、早期に退職される方、それぞれ個人個人の事情がございます。市としては、もちろん続けて働いていただきたいということでお引き止めもさせてもらっているんですけども、それぞれの事情が優先するということで、その選択を尊重させていただいたという形でございます。

それから、正規職員の増員は必要ではないかということでご質問です。おっしゃるとおり、正規職員増員は必要と考えておりますので、今期、社会人枠の採用であったり、今も来年4月からの新規採用職員の採用試験も取り行うようにしております。

それから、自治体職員、岩出市で働くことに対する魅力を持たせる策はないかということでおっしゃっておられました。なかなか市來議員おっしゃられるように、全国的に今自治体職員というか、そもそも公務員を目指す方が少なくなってきたという状況の中で、岩出市を選んでいただくために策はないかというお話だと思いますが、先ほどとちょっと繰り返しになりますけども、やりがいの面でワーク・ライフ・バランスの充実を図れるような環境づくりを市のほうとしても進めていきたいというふうに考えております。

あと1点、会計年度を含めて65.1%と伝わってしまったかもしれないんですけども、会計年度の職員さんだけで65.1%ということです。

行政が進めるべき男女差を増幅させてないかというお話なんですけども、会計年度の任用職員につきましては、一般事務職の事務補助、それから保育士、保健師等の専門職ございますけれども、それぞれ国の給料表に基づいて、それぞれの号給を決めております。男女差が出てしまうのは、先ほど申しましたように、超過勤務手当とか、そういうのが男性職員に多かったというところがございますので、基本的に、うちのほうで同じ条件で入っていただいた方は、男性であろうが女性であろうが同じ給与になりますので、そういうことで、手当の関係で男女差が出ているというところでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 手当の関係で賃金格差が出ているということですか。ちょっと聞きたいのは、会計年度職員というのは、男性・女性比でどうなってますか。

次はワーク・ライフ・バランス、当然、仕事頑張ろうと思ったら、もちろんやりがいをつくろうと思ったら、当然プライベートも充実させると、十分なんですが、仕事というのは、やっぱり自治体の職員さんは、住民を相手に、住民のために何ができるか、いろいろ施策を考え、そして相談にも乗り、いろんな対策を考えるところです。私は、そこには、今、正規職員、増やすんですか。十分な、私はゆとりのある職員数で対応するのが望ましいというふうに言っているんですよ。これ大事なことだと思います。職員が少なければ疲弊もしてしまいます。そうじゃなくて、やっぱり住民対応をしっかり取るためにも、そして住民のために、いろんな施策、対策を講じていくためにも人は必要だと。この点についてどう考えるのか、お聞かせください。

実質、市の職員の中にも、会計年度の職員たくさんいらっしゃいます。会計年度職員さんがいなければ成り立たないところでもなってしまっているんじゃないですか、実際には。非正規公務員の制度というのは、公務員の総人件費の削減目的とされ、正規職員を非正規労働者に置き換えたものにすぎないというものです。その安上がり、不安定な雇用の多くを女性労働者が担わされております。専門家も、この制度が著しくジェンダーバランスを欠いたものになっていると根拠の1つと言っており、さらには、そもそも女性が多く、高い専門性が求められる保育士や相談員といった専門職種にまでこの制度が用いられていることも、地方自治体及び地域の男女の賃金格差を深刻化させる要因となっていると声を上げています。

国際労働機関の公務員の労働条件に関する専門家会議で、恒常的な職務を遂行することを要求される職員は、できる限り、正規のそれとして採用しなければならない。臨時職員は合理的な期間内に正規職員となる機会を与えなければならないと提言しています。会計年度任用職員は、自治体、公共業務にもなくてはならない存在であり、正規職員と同じ公務員として、専門性、向上的な公共サービスを担っています。

安定的な雇用を保障することは、住民にとっても不可欠ではないでしょうか。住民の命と暮らしを支える役割を發揮するためにも、職務に専念できる、もちろん会計年度職員についても待遇や手当、休暇などの常勤職員との均等待遇、これ必要だと考えますが、これについても最後にお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

まず会計年度の男女比ということでしたが、申し訳ございません、今数字的には持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えはできかねます。

先ほどの65.1%の差は手当なのかということでおっしゃっておられました。大きな要因としては、超勤等の手当があります。ただ、会計年度さんにつきましては、それぞれ仕事の内容によって、例えば時間給で仕事をされている方、あと扶養の範囲内で働きたいというような形で、年間の総給与を抑えられている方もおられます。それぞれの働き方に応じて働いておられます。

それから、あと、場合によっては、会計年度さんが試験を受けて正職員になれるパターンもありますし、正職員になったらと薦めても、今の仕事のままのほうがよいと言われる方もおられます。それぞれの事情に合わせて働いておられると考えますので、うちのほうとして、先ほどの話の繰り返しになりますけども、男女間での待遇を変えているというわけではありませんので、それぞれの働き方に応じて仕事をされているという形でございます。

それから、正規職員を増やすのかというお話をしたけども、現状、職員のほうは少ない状況ですので、先ほども申しましたように、社会人枠であったり、来年の新採用のほうで採用をしていきたいと考えております。

それから、正規職員と会計年度の均等な待遇が必要だということをおっしゃっておられましたけども、それも先ほどの回答と重なりますけども、それぞれ事情に合わせて働いておられる部分もございますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

○田中議長 副市長。

○川端副市長 市來議員の再々質問の追加でお答えさせていただきたいと思います。

今回の質問、いろんな多岐にわたっております。特に給与制度に関しては、議員ご存じのように、我々地方公務員法、地方自治法等で縛られておりまして、そんなに勝手にできるわけでもございませんし、払える手当についても厳格に決まっております。ただ、とはいっても各市町村の間で格差があるのも事実でございます。男女差においても差があるのも事実でございます。

これは、ただ市町村ごとにやっぱり職員の構成割合とか平均年齢とか違うものもございますんで、どうしても差が出るでしょうし、例えば和歌山市とか橋本市でしたら地域手当が出ます。1割近くかな、出てくるんで、そういう差も大きいのかと

思います。

男女差については、まず正規の話ですけれども、これについては総務部長も言いましたように、給与制度自身は別に男女の差もございませんし、人事査定、私がさせていただいていたときも、別に男女の区別もしておりますが、人の採用をするときも優秀な人は欲しいですが、男女の差別もしております。

この差については、特にジェンダーというのは、ここ10年ぐらいかな、特に言われるようになってきたと思います。となると、今の私どもみたいな50代の人間でしたら、そもそも採用していた人間が、男性のほうが圧倒的に多くてという、一般事務職の場合ですけどね、そういう中では、やはり上の給料の高い人は男性の割合が高い。でも、今の20代、30代になっても半々ぐらいの割合で男女の比較がありますんで、これはやがてなっていくんだろう。だから、それが差が多分90%となっております。

会計年度につきましては、確かに60というのは大きな数字やと思います。ただ、これも総務部長のおっしゃったように、それぞれの職場の雇用の形態のやり方とか、賃金の払い方とか、それから望む働き方の話とかという部分もあると思います。ただ、それだからといって一方的に安かったらいいとも思いませんし、だから安い人がいいから女性を集中的に取っているというわけでもございません。

ただ、ジェンダーの話というのは大きな話でございますんで、これからも国の動向とか近隣市町村を見ながら、よりよい形ができていければいいなと思っております。

○田中議長 総務部長。

○広岡総務部長 すみません。先ほどの答弁の中で、会計年度の割合の数字を持ち合わせていないとお答えさせていただきましたが、会計年度のうち74%が女性ということになっております。失礼いたしました。

○田中議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。